

令和2年12月定例会 建設経済常任委員会記録

令和2年12月14日（月）

令和2年12月16日（水）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和2年12月14日（月）	7 頁
令和2年12月16日（水）	75 頁

令和2年12月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	12月14日（月）	<p>審査日程の決定 農林課・農業委員会事務局審査 議案乙第31号、議案甲第52号 〔説明、質疑〕</p> <p>商工振興課審査 議案乙第31号 〔説明、質疑〕</p> <p>上下水道局審査 議案乙第34、35号、議案甲第49、50号 〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（上下水道局） 県道中原鳥栖線道路改良工事に伴う下水道管補強工 事の工期変更について 〔報告、質疑〕</p> <p>建設課・維持管理課審査 議案乙第31号 〔説明、質疑〕</p> <p>都市計画課審査 議案乙第31号 〔説明、質疑〕</p> <p>報 告（都市計画課） 市民公園の現況と改修案について 〔報告、質疑〕</p> <p>国道・交通対策課審査 議案乙第31号 〔説明、質疑〕</p>

日 次	月 日	摘 要
第 2 日	12月16日（水）	<p>現地視察</p> <p> ミニバス田代地区循環線ルート（加藤田町ほか）</p> <p> 田代公園（柚比町）</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p> 議案乙第31、34、35号、議案甲第49、50、52号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和2年12月14日付託]

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号） [可決]

議案乙第34号令和2年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号） [可決]

議案乙第35号令和2年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号） [可決]

議案甲第49号鳥栖市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正
する条例 [可決]

議案甲第50号鳥栖市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の一部を
改正する条例 [可決]

議案甲第52号指定管理者の指定について [可決]

[令和2年12月16日 委員会議決]

2 報告

県道中原鳥栖線道路改良工事に伴う下水道管補強工事の工期変更について（上下水道局）
市民公園の現況と改修案について（都市計画課）

令和 2 年12月14日 (月)

1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之
副委員長 西依 義規
委員 小石 弘和 齊藤 正治 内川 隆則
古賀 和仁 飛松 妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 松隈 久雄
商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢 修
商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本 太郎
商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長 三橋 秀成
商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長 能富 繁和
農 林 課 長 佐藤 正己
農 林 課 農 村 整 備 係 長 中垣 秀隆
農 業 委 員 会 事 務 局 長 倉地 信夫
農 業 委 員 会 事 務 局 振 興 係 長 久保山智博

上下水道局管理課長 古賀 和教
上下水道局管理課総務係長 小森 敏幸
上下水道局管理課業務係長 小柳 洋介
上下水道局事業課長 日吉 和裕
上下水道局事業課浄水場長 平塚 俊範
上下水道局事業課長補佐兼水道事業係長 桑形 伸
上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪 秀雄
上下水道局事業課下水道事業係長 古賀 咲子

建設部	部長	松雪 努
建設部	次長兼建設課長	佐藤 晃一
建設部	次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事	萩原 有高
建設課	参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事	三澄 洋文
建設課	スマートインターチェンジ推進室長補佐	庄山 裕一
建設課	長補佐兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長	杉本 修吉
建設課	庶務住宅係長	安永 伸也
建設課	整備係長	立石 佳照
建設課	スマートインターチェンジ推進室用地係長	江藤 誠
維持管理課	課長	大石 泰之
維持管理課	管理係長	斉藤 了介
維持管理課	維持係長	山下 美知
建設部	次長兼都市計画課長	藤川 博一
都市計画課	長補佐兼公園緑地係長	本田 一也
都市計画課	庶務係長	古澤 貴裕
都市計画課	計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長	木原 智範
国道・交通対策課	課長	中内 利和
国道・交通対策課	道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長	増田 義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀 隆介

5 日程

審査日程の決定

農林課・農業委員会事務局審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案甲第52号指定管理者の指定について

[説明、質疑]

商工振興課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

[説明、質疑]

上下水道局審査

議案乙第34号令和2年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）

議案乙第35号令和2年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案甲第49号鳥栖市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正
する条例

議案甲第50号鳥栖市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の一部を
改正する条例

[説明、質疑]

報 告（上下水道局）

県道中原鳥栖線道路改良工事に伴う下水道管補強工事の工期変更について

[報告、質疑]

建設課・維持管理課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

[説明、質疑]

都市計画課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

[説明、質疑]

報 告（都市計画課）

市民公園の現況と改修案について

[報告、質疑]

国道・交通対策課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

[説明、質疑]

6 傍聴者

な し

7 その他

議員傍聴 1人

牧瀬 昭子

あとちょっとだけ残っている工区もございますけれども、大体全容の姿が見えてきておりますので、喜んでといたしますか。(発言する者あり)

松隈清之委員長

今、間もなく終わるという田代公園について、現地を見てみたいという御意見ございましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

田代公園に行くということについては御了解いただいたということで。

あとバスのルートに関しては、本日終了までに西依副委員長のほうで整理をしていただいて、御報告を頂きたいと思えます。

それでは、現地も含めて日程につきましては、以上でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

以上のおり決定いたしました。

それでは、付託議案の審査に入りますので準備のため暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩



午前11時21分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、部長から一言御挨拶をお受けしたいと思えます。

松隈久雄経済部長兼上下水道局長

本12月定例会の建設経済常任委員会におきまして、経済部、上下水道局の御審議をいただく議案につきましては、甲議案3件、乙議案3件、それから議案外報告1件でございます。

補正予算といたしましては、農林課関係で県営事業負担金、災害復旧工事費など。

商工振興課関係では、新型コロナウイルスに関連した経済対策の補助金、災害復旧工事費など。

上下水道局関係では、道路改良等に伴う配水管の布設に要する経費、受益者負担金の増加見込額、下水道施設の維持管理に要する経費などがございます。

なお各会計におきましては、人件費を補正いたしております。

人件費の補正につきましては、人事異動に伴うもの及び人事院勧告等に準じ期末手当の支給率数の0.05か月分を引き下げるものでございます。

それから甲議案は、上下水道局関係では地方税法の一部改正に伴うもので、延滞金の割合の特例に関する規定につきまして、特例基準割合の名称を延滞金特例基準割合に改め、規定を整理するものでございます。

農林課関係では、地域休養施設、滞在型農園施設の指定管理者の指定について議決を求めらるものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

なお、農林課農政係長の中牟田が病休のため欠席をしておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。



農林課・農業委員会事務局審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

松隈清之委員長

それでは、これより経済部関係議案の審査を始めます。

農林課及び農業委員会事務局関係議案の審査を行います。

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

倉地信夫農業委員会事務局長

それでは、議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）中、農業委員会事務局、農林課関係分につきまして委員会資料で御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、農業委員会事務局関係分について御説明いたします。歳出について御説明いたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費のうち、節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、農業委員会事務局職員5名分の人事異動及び人事院勧告等に

伴う補正でございます。

以上でございます。

佐藤正己農林課長

続きまして、農林課関係分について御説明いたします。

まず、歳入について、主なものについて御説明いたします。3ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目7災害復旧費国庫補助金、節1農林水産施設災害復旧費国庫補助金につきましては、7月豪雨により発生しました災害復旧事業の国庫補助金でございます。

4ページをお願いいたします。款17県支出金、項2県補助金、目7災害復旧費県補助金、節1農林水産施設災害復旧費県補助金につきましては、7月豪雨により発生しました災害復旧事業の県補助金でございます。

続きまして、4ページ下段、款23市債、項1市債、目7農林水産業債、節2農業債のうち、県営水利施設整備事業につきましては、令和2年度県営水利施設整備（鳥栖南部地区）事業費に対する起債でございます。次の県営経営体育成基盤整備事業につきましても、令和2年度事業費に対する起債でございます。

5ページをお願いいたします。同じく款23市債、項1市債、目8災害復旧債、節1農林水産施設災害復旧債につきましては、7月豪雨に発生しました災害復旧事業に対する起債でございます。

続きまして、歳出について主なものについて御説明いたします。

6ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費、節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、農林課職員13人分の人事異動、人事院勧告に伴う補正でございます。

目5農業生産基盤整備費、節19負担金、補助及び交付金につきましては、県営水利施設整備事業（鳥栖南部地区）の事業費確定に伴う負担金でございます。

2項目め、県営経営体育成基盤整備事業の事業費確定に伴う負担金でございます。

7ページをお願いいたします。2項目め、基盤整備事業補助金につきましては、鳥栖市土地改良区が実施する基盤整備事業の事業費増に伴う補助金の増額でございます。

8ページをお願いいたします。項2林業費、目1林業総務費、節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、農林課職員1人分の人事異動と人事院勧告に伴う補正でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年発生公共災害復旧費、節15工事請負費は、本年7月の豪雨災害復旧工事を行う

ものでございます。

目2単独災害復旧費、節15工事請負費は、本年7月の豪雨災害復旧工事を単独事業で復旧工事を行うものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。繰越明許につきましても、本年7月豪雨に伴う林道等、農林水産施設の災害復旧工事に関し本年度中に工事が完了しない見込みの事業費について繰越しを行うものでございます。

次に、債務負担行為につきましても、今回の議会で審議をお願いしております滞在型農園施設等の指定管理議案に係る指定管理者に、令和3年度から令和7年度までの5年間をお願いすることに伴う指定管理料の債務負担行為に係る補正でございます。

以上、簡単でございますが、農業委員会事務局、農林課関係分についての説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

災害復旧費で10ページのほうに主要事項説明書を載せていただいていると思うんですが、これはどのくらいの期間で完了の予定を立てていらっしゃるのか、お願いします。

中垣秀隆農林課農村整備係長

復旧工事の期間につきましては、特に公共災害の九千部山横断線につきましても、災害規模が大きく、来年度いっぱい、R4の年度末までかかると予定をしております。

以上です。

松隈清之委員長

ちょっと待って、令和4年度の3月？

中垣秀隆農林課農村整備係長

すみません。R4の3月までです。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

一応、予定は来年度いっぱいということですが、もしかしたら延びるかもしれないということと、あと予算からまた金額が増える可能性もあるのかどうか教えていただけますか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

金額につきましては、災害の査定を受けまして、適正な工事費での査定を受けておりますので、その部分に変更ないものと思います。

崩土等で見えない部分がございますので、多少の増加等は発生する可能性はございますが、

規模的にはそこまで大きくないと思われまので、今の予算内で実施できるものと考えております。(発言する者あり)

すいません、もう一点、期間の件でございますが、先ほど年度末と申し上げましたが、できるだけ早く復旧を考えておりますので、年度をまたぐことはないように、早期に復旧を行いたいと考えております。

松隈清之委員長

年度をまたぐことがないようによって、今の予定でも年度をまたがないってことなんやろう？令和3年度末っていうことは。

この2年度はどうしたってまたぐわけですから、またがなくていいようによってというのはどういう意味？

中垣秀隆農林課農村整備係長

すいません。令和3年度内の完了を予定しております。(発言する者あり)

松隈清之委員長

それは予定どおりということ、令和3年度末になっているけれども、なるべく早く終わるようにしたいと思いますってということね。

分かりました。

小石弘和委員

その関連ですけどね、こういうふうな大きな工事ですけど、現在、鳥栖市の建設業者は非常に手が足りないというふうなことで、次年度に繰り越してくれというふうな専らな話ですけど、こういうふうな大きな工事は業者はきちっとできるわけですかね。お尋ねします。

中垣秀隆農林課農村整備係長

まず、工事の発注につきまして、今年度内に発注をいたしまして、早期に着手できるようにお願いしたいものと考えております。あと工事の内容につきましては、規模は大きいんですけども、基本的に工事の内容的には、一般的な工事の内容になりますので、施工の能力等に関しては、特に問題なく施工できる内容だと考えておりますので、市内業者が受けて十分に施工できる範囲だと思っております。

松隈清之委員長

そういうことではなくて、今小石委員が言われたのは、その能力の問題ではなくて、業者のほうでも人手不足が言われているので、年度内によって言われるけど、そういう人手不足も言われている中で、それが本当に大丈夫なのかっていうことです。

中垣秀隆農林課農村整備係長

すいません。施工の予定期間としましては、十分に余裕を持った工程だと思っております

び鳥栖市滞在型農園施設について、公の施設の指定管理者として株式会社篠原建設を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

この議案は、令和3年度からの地域休養施設及び滞在型農園施設の指定管理者について、鳥栖市指定管理者制度に係る基本方針に基づきまして、現行指定管理者の株式会社篠原建設を非公募により5年間したいと考えております。

非公募の理由といたしましては、平成21年度から10年以上にわたって当該施設の指定管理者として施設運営を実施しており、施設の効果的、効率的な運営を図られていること。事業報告書や事業評価としてのモニタリング調査から、バーベキュー等の独自事業が好評であり、スタッフの対応についても施設利用者からの評価が高く、満足されていることが分かっております。

また独自事業で獲得した毎年利用される個人客や専門学校、企業の研修場所として利用される団体客を確保しており企業努力が認められること。

現在の新型コロナウイルス感染という厳しい状況にもかかわらず、事業継続の意欲を見せられていること等、これまでの事業実績、企業努力、利用者の満足度、事業継続の意欲等により非公募による指定管理者といたしたところでございます。

指定期間を5年間とする理由といたしましては、指定管理者側にとって長期的な管理運営を行うことにより、事業の継続性を保ち、施設利用者の継続的利用及び人材確保の安定化を図ることができること、よって指定管理者の効果を最大限に発揮するため、指定管理期間は最長の5年間が望ましいと考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

古賀和仁委員

一般質問でもしたんですが、多少重なるかもしれませんが、改めてお尋ねをします。

もともと平成21年からずっと公募をやっていて、そして平成29年、30年。そして今回5年間といえど実質9年間の指定をすると、非公募で。そこに至った経緯というか、どのあたりで非公募にされたのか、その辺。（「今回」と呼ぶ者あり）

はい、今回について。

まずそれが1点と、議案審議の中で言われたんですけども、非公募の大きな理由として市長が認めるところというふうな言い方をされたんですけど、それはそのところからもそ

んな話があったんですか。農林課だけで決めたのか、それともその辺は調整しながら決められたのか、その辺いかがですか。

佐藤正己農林課長

今回の議案の非公募とする期間につきまして、当初、やはり基本方針でありますように公募について去年の11月ぐらいから総合政策課の担当のほうと方針決定等について話し合いをずっとしてきておりました。

実際、コロナウイルス感染の拡大が始まりまして、2月、3月よりそういったキャンセル、宿泊数の減少、また4月になりまして同様のキャンセルが発生すること、それから4月以降の予約がほぼゼロになったとかっていう状況と、毎月の定例会とかで指定管理者のほうから報告を伺っておりました。

その段階で、公募よりも非公募によって行ったほうがいいのではないかというふうに、更新を決める段階で、そういった非公募による指定管理者というふうの方針を決めさせていただきまして、5月の政策調整会議等に諮ったところでございます。

市長が特に認めるという部分につきましては、こちらが政策調整会議の中でそういった非公募による5年間という方針を決めた段階で、会議の中でこの3番目の理由を私たちのほうが市長に含めるところじゃないですけど、非公募による5年間の指定管理っていうのは、うちが方針を出したところで、最終的に会議の中の決定はこの項目による決定になったという形でございます。

古賀和仁委員

5月ぐらいで、だいたいの方針を固めたということですから、市長が認めたことで行政改革推進会議でも話をしたということ。

ということは、その時点では、市長も参加されたということですか、どうですか。決定をするときに。

佐藤正己農林課長

5月にありました会議においては、市長、副市長、各部の部長等の出席をいただきまして、農林課のほうで提案をして、承認いただいたところでございます。

古賀和仁委員

それで当然、公募も非公募にしても、それぞれ書類を出していただくという形を取ると思うんですけども。公募の場合は取る直前までやって、いろいろやるんですけども、非公募の場合は業者の決算書とか事業計画書とかあるわけでしょうが。そういうのも出していたいて、決定をするということですか。

もうそういうものは関係ないって、非公募とした時点で、そういうのは要らないよという

が、人が全く寄り付かないような状態になってしまって、しかもお金の出し入れは農林課の窓口に申し込んでせないかんような状況やったわけやろが。

だからそういうやつを省いて、なるだけ少しでもよくして、きれいにして、やったらできるだろうというふうに、今よりよくなるじゃろうというふうなことで、指定管理者にして。

ところが、指定管理者はもう篠原以外手を挙げる者がおらんごとなつたけんが、万やむを得ずそういうふうなやり方で、向こうの言い分もよく聞きながらやっていった結果、こういうふうな状況になったということと言わんけん。

えらいきれいごとばかりべらべらしゃべって、引き続きやってもらいますなんて言うけんが、過去の実態、経過を踏まえて言わんけんが、こういうふうな質問が出るとじゃん。

だから万やむを得ず今日の状態は指定管理者にやったのが、全てきれいごとじゃなくて、こういうふうな方法でやっておりますっていうふうなことも言わんと、いろいろ疑義が出るとたい。何で指名競争入札もせんでとか、何とか。

以上。

飛松妙子委員

内川議員の説明でよく分かりました。ありがとうございます。

確認ですが、選定委員会のメンバーの構成が、最初の構成と今の構成がどうなっているのか。

このメンバーで決めていかれたんだと思うんですが、その後、執行部の政策調整会議で決められたということだと思うんですが、まずその選定委員会のメンバーの中で、公募の話が出たのか。それとも市からの提案だったのか。

その辺を教えていただければと思います。

佐藤正己農林課長

選定委員会の構成っていうのは総合政策課のほうが所管でありまして、公募する場合に構成される委員会でありますので、今回農林課のほうで方針決定をして、その段階で公募ではなく非公募っていう形を取らせていただく方針決定をしましたので、その後、政策調整会議に直接お諮りをしたという形になっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

ということで公募の話は出なかったということですね。かしこまりました。ありがとうございます。

西依義規委員

先ほどの説明のときに、いろいろ理由をつけて最後に指定管理者の方が意欲的だったって

いうお言葉を聞いたんですけど。それはどういふので意欲的だったと計るんですか。

佐藤正己農林課長

例えば今月12月ですので、11月の月例の報告を必ずもらう定例会っていうのを毎月開催しております、その中で、毎月の実績状況とか、施設の管理状況等の報告を受けております。

こういう状況ですけどっていうところの話をしたところ、指定管理者側からは事業継続をしたいというふうな強い要望が出たから、そういう意欲的だったという表現をさせていただいております。

西依義規委員

多分、両方の要求がありますよね。もうちょっとこうしてほしいとか、それはできませんみたいな。

何となく私のイメージは、今の指定管理料で何とかやってくださいっていうニュアンスなので、意欲的っていうのはあんまりぴんときなかつたんですけど、そういう今の感じよりも十分——言うちやいかんけど、やる気満々という意味合いで取っていいんですか。

佐藤正己農林課長

私の中では毎月定例会のほうに出ておりましたので、その中でそういった意欲はかなりあられたということで、支配人とか、従業員の方の意欲は十分にあったというふうに判断しました。

松隈清之委員長

もうお昼ですけど、御意見もありましたけど、公募をしないことで、せつかく受けていただいた業者のイメージが余計に悪くなるような感じがする。一般質問とかも聞いていてもね。

結果公募して、そこしかなかったら、もう受けていただくところはそこしかないんでっていう理由もつくけれども、今きれいごとって言われたけど、言っても今不都合がないってことを言われているんですよ。

だから今不都合がなければ、もう何も変えなくていいのかっていうのを、ほかの全てにも通じますかちゅう話ですよ。

ほかの全てのことも、同じ考え方で全部に取り組んでいるならいいけど、こっちは公募したらもっといいアイデアが出るかもしれませんからとか、ということを別のことではもう言えなくなるんですよ、一つの考え方を出してしまおうとね。

だから、今回コロナがあったから、なかなか公募する環境になかったと。

だから、御意見もあったように、例えば2年間はちょっと継続して、その後公募できるかどうかまた考えますとかっていうことでもしてもよかつたんだろうし、やっぱり今回は公募ができる環境になかつたっていうことで言ってくれんと。

さも今のところがいいですって言うんだったら、いやほかのところはもっといいかもしれないじゃないですかという可能性の議論とか絶対比較ができないんですよ、考え方としては。

だからそこは、やっぱり単に1年延長して、またそのときに考えるというやり方もあったんだろうし。多分かみ合わないと思うんですよ、今の意見って、もうどこまでやっても、古賀委員の意見とか。

それで、例えば資料の要求もあったんだけど、これじゃあ指定管理者を受けるところの問題なのかって僕は思うわけですよ、逆に言うとな。

今回選び方の問題であって、この業者が問題があるからどうこうっていう議論ではないじゃないですか、本来。

だから資料の要求は要求でいいんだけど、選び方をやっぱりちゃんとしなかったがために、問題が広がるっていうか、別のところまでいっちゃう可能性はあると思うんですよ。

そういう意味では説明も含めて、考え方っていうのはしつかりしとってもらいたいと思います。

齊藤正治委員

先ほど資料の要求があっておりますけれども、資料の中にもう一つ、指定管理料になってからの指定管理金額。この流れと、もう一つは全体のあそこを補修した金額、その中でどういうものが、指定管理を受けた人の出費があっているのかと。それも一緒に含めて資料として出していただいていいですか。

佐藤正己農林課長

農林課が補修した金額っていうのは、また簿冊を調べる形になりますけど、できますけど、指定管理者がされた……。

齊藤正治委員

50万円やったと思うけど、50万円以下は業者のほうでやるような話になっとったでしょう。

その仕分けが、どういうふうな形に過去——どれぐらい業者が出してきたのかっていうのは、全然把握していないんですか。

佐藤正己農林課長

指定管理料を算定する中で、毎年鳥栖市のほうで指定管理者が施設を正常に使ったときの補償等の分として修繕費として100万円必ずつけておりますので、その中で毎年決算報告として修繕料っていうのが幾らか上がってきていますので、金額はお示しすることができますけど、工事の内容とかまでは分からないと思われま。

松隈清之委員長

可能な範囲で。

それでは、一旦休憩をいたしまして、昼からまた再開をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩



午後 1 時 6 分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

休憩前に引き続き、議案甲第52号指定管理者の指定についてを議題といたします。

資料のほうが提出をされております。

資料のボリュームもありますが、古賀委員どうですか、これ質疑できますか。

古賀和仁委員

今見て、これについてっちゅうのは、それは……。〔概要説明をしていただければ〕と呼ぶ者あり)

大枠だけ説明してくれんね。

松隈清之委員長

じゃあ、概要の説明をお願いします。

佐藤正己農林課長

それでは、午前中にありました栖の宿の指定管理に係ります資料といたしまして、平成29年度の事業計画書から事業報告書、モニタリングレポート、平成30年度、平成31年度、令和元年度という形で9つのデータを今送らせていただいております。

それでは、平成29年度の事業計画書の概要を簡単に説明させていただきます。

事業計画書につきましては、表紙にありますように収支計画書、売上計画書、販売計画書という形で上がってきておりまして、指定管理者のほうで、それぞれの指定管理収入、これは予算になりますけど、それぞれの宿泊売上、料飲売上、設備売上の金額を目標金額で定められておりまして、その下に支出項目として、社員の人件費、臨時職員の賃金、消耗品費、燃料費等の予算を立てられまして、159万4,531円の利益が出るという計算をされているところでございます。

2 ページも大体同じ内容になりますけど、実際それがどういうふうな形で動いたかっていうところの、指定管理者側がまず検証、分析等でされてくるところです。

その後、行政側が確認するような欄がつけられております。

3 ページをお願いいたします。これは事業計画、どういった事業を行っていきます、それから日々の維持管理状況等を行っていく項目等が上がっている形になっております。

それから4 ページ目になりますけれども、販売営業計画ということで指定管理者側が宿泊営業、宴会集客やレストラン集客営業という形で営業計画を立てられている分が、それ以降に1 ページ、2 ページとしてある形になります。

それから7 ページになりますけど、組織図という形で、篠原建設、指定管理者の組織形態が上がっているところになります。

次のページも同じように、誰がどういった担当をするという形の割り振りが載っているところでございます。

これは事業計画書になりまして、これを受けまして、次に平成29年度事業報告書という形で、例年、事業が終わりました翌年の5月31日までに報告を受けるような形になっております。

事業報告書の中には先ほどありました金額に応じた実績額が掲載された形になっておりまして、平成29年度は5,655万4,130円の収入に対して、支出が6,008万4,623円の353万円489円の収支がマイナスの赤字という形の御報告を受けております。

その次に、また計画に対しました事業収支の報告、実際どれぐらいの支出をしたのかとか、計画に対する割合が掲示されているところでございます。

その後、3 ページ目になりますけれども、確認用シートで、事業を行った予定と実績、それから事業後に行います自己確認ということでの指定管理者の評価が載っているところでございます。

次のチェックシート②っていうところになります。とりごえ温泉のサービスの質に関する確認用のチェックシートということで、これも自己評価をされておりまして、次項目が独自で取り組んでおります事業報告等がある形になっております。

次に資料の8 ページをお願いいたします。これ以降、事業実績報告書兼評価書という形で、指定管理者のほうが実際、各項目に対しまして、具体的な取組と実績と、自己評価をずっと12分の1から12分の12まで評価をされてきているところでございます。

最後のほうに全体評価と改善するべきという課題等が書いてあるところでございます。12分の11ですね。

それで、次のページに添付資料という形で、導入施設に係る実績報告書、裏の面を見てい

ただきますと、実際、業務を執行する上で、施設等の管理を委託されておりますので、業務委託管理という形で、これ以降につきましては、この実績の各評価ですね。

各事業所からももらった評価の写しが載っておりましたので、その分につきましては、ちょっと割愛させていただきました。

この評価を基に、最後になりますけれども、指定管理者モニタリングレポートということで、鳥栖市のほうが、この評価に基づいて項目ごとに評価をしていく形になりまして、モニタリングの総括コメント、改善項目等、それから以降、項目ごとに評価をして、行政確認とか、サービスの質に関するチェックシートであるとか、業務のサービス提供などに関する確認用チェックシート、事業収支等のチェックシート、それから先ほど言いました事業実績報告書兼評価表に対して、鳥栖市のほうの評価も行いまして、担当者の一次評価、それから管理職による二次評価という形で評価になっております。

これで毎年評価を行っているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

ありがとうございます。今、概要の説明をしていただきましたけれども、何か御質問ありますか。

[発言する者なし]

私からいいですかね。

令和元年度の収支報告書を見ているんですけど、元年度ってこれ、単年度217万円ぐらいの赤字になっていますよね。これって赤字だったということですか。

佐藤正己農林課長

令和元年度につきましては、赤字になっておりますが、実際この支出の部分につきましては、指定管理者の篠原建設様が決算の事業年度を変えられた関係で、金額の収支が、集計の部分で違っている形で上がってきましたので、この分については実際4月から3月のベースで出し直していただきって言いましたけど、まだ現状出てきていませんので、向こうの事業年度の数字が上がってきた形でございますけれども、それで報告を受けているところでございます。

松隈清之委員長

意味が分からなかったけど、事業年度が変わったことで、ここに影響を受けている部分は何の部分なんですか。

佐藤正己農林課長

コピー、FAX他っていうところがありますけれども、ここは本来賃借料の項目を書く欄

になっておりまして、ここに476万6,184円っていう金額が上がっております。

これが本来、篠原建設様側からいくと、バスとかのリース料をここで入れられたということで、マイナスになったという報告を頂きましたので、当該年度のコストが増えているところ、マイナスになった分については、もう事業年度の分の変更ということでしたので、赤字分についてはもう了承されましたので、このままの報告を受けたところでございます。

古賀和仁委員

本来なら赤字の部分は役所が補填するということですか。

佐藤正己農林課長

通常の運営に基づきます赤字につきましては、市は補填しておりません。

今回のこの部分の報告も確認をしたら、事業実績等の、先ほど御説明した定例会とかでいくと、収支は黒字になる予定で、毎月定例会で報告を受けたんですけど、実際の決算書の段階で、この赤字の報告が上がってきたので、理由を確認したら、その事業年度の変更と支出項目の中で、先ほど言いましたコピー、ファクスの賃借料の部分で、お客様の輸送用のバスとか、事業用に使う車のリース料もここでは含めて報告をしたということでしたので、マイナスになったという金額の御説明がありました。

ですので、この分については赤字になったという報告、加算したという形になった報告を受けたので、補填等はしておりません。

古賀和仁委員

材料費が大幅に上がっているのは、これは何か買われたということですか。

佐藤正己農林課長

ここにある材料費は、基本的に宿泊者の材料費となりますので、令和元年度につきましては、宿泊者も多くなりましたし、宴会とか、飲食事業の部分の利用者も多くなりましたので、その分の食材費等の材料費が増えたということを聞いております。

松隈清之委員長

よろしいですか。

古賀和仁委員

主要の収入の部分で、宿泊売上がそれに伴って増えたということですか、どうなんですか。

佐藤正己農林課長

宿泊売上、料飲売上、施設売上が、宿泊の分はここに上がってくる形になりまして、施設売上が日帰り入浴、それからキャンプ等の収入が施設売上という形で入ってきているところでございます。

松隈清之委員長

いいですか。

齊藤正治委員

この収支報告について、これ監査とか誰かやっているんですかね。

佐藤正己農林課長

指定管理に係る監査につきましては、前回平成29年度に受けておりまして、2年から3年の間に必ず1回受けるような形で受けております。

齊藤正治委員

結局、プラスになったときとマイナスになったときとあるとやけど、結局マイナスの要因とか、プラスになった要因とか、当然プラスになってもらわないと指定管理でお願いするにはなかなか難しい話じゃないですか。

そのまま放置しとっていいのかどうかっていうのは、やっぱこれ考えないかんと思うとばってん。だから毎年やっぱりどういう状況かかっていうのは、一応契約を例えば今後5年間するんやろうけど、毎年とって、その要因をもうちょっときちんと突き詰めていかんと、上げるにしても下げるにしても、分からんようになってくるんじゃないかと。結局は曖昧、向こうの言いなりっていうこと。

だから逆に言えば、指定管理についても、うちの監査役かなんかに頼んで、してもらおうとかですよ。そういうふうなことが必要じゃなからうかと思えますけどね。

佐藤正己農林課長

監査を受けるときは、鳥栖市の監査委員事務局のほうに監査依頼を出しておりまして、監査を行っております。(発言する者あり)

毎年分については、今後取り組んでいきたいと思えます。

古賀和仁委員

指定管理料について平成29年を見ていると、約2,600万円と、途中から3,300万円に変わっている。これっていうのはどういう状況でこういう金額になったのかですね。

佐藤正己農林課長

平成29年度の指定管理料2,631万9,531円につきましては、平成29年度までの指定管理料の算定の仕方が、過去直近の3年間の収入金額の平均額を出しまして、それで収入金額等見込んで、それから支出額の3年間の平均を見込んで、その差額から、市の指定管理料を算定する形をしております。指定管理者が上げられました利益分を指定管理料で減償するっていうか、指定管理料まで吸収した形で指定管理料を算定しておりますので、指定管理者の利益が全然ないような形の算定の方法をしていたということで、2,631万9,531円という減額し

た給付になりました。

このやり方で平成29年にお願いしましたが、年度途中でやはり自分たちが頑張っ、宿泊とか営業で頑張った利益分を吸収されてはちょっと意味がないということで、それ以降、平成29年度に算定方式っていうのをこちらのほうで考えまして、その実績、各委託されている実績金額であるとか、燃料費でいうと重油とか灯油高とかの1か月間の使用料等を全部調査させていただきまして、それに適正な市中の単価等を掛けて燃料費を算出したりとか、委託料等も算出したりという形で。

それとあと日帰りの利用、宿泊部分の収入等もある程度実績に応じた金額で算定して、その分を出た指定管理料で算定するような形を取らせていただいた関係でなっております。

しかしながら令和元年度につきましては、平成30年度まで施設改修をしていた関係で利用者が極端に減っているっていうことで、まだ平成30年度の影響が平成31年度、令和元年度もあるだろうということで、利用者等が減る可能性も十分ありましたので、ちょっと収入を少なく見積もった関係もありました。

ですから、指定管理料が3,300万円という形で増えたところでございます。

古賀和仁委員

ずっと増えているんですね。2,600万円から3,300万円。そして4,000万円。そして三千何百万円かな。

ずっとこう——本来ならば下がるべきなのが極端にぼんと増えているから、ちょっと性格上、やっぱそんなに変わるものかというあれがある。

確かに大規模改造はしているんですけども、4,000万円っていうのはどこからそういうあれが出ているのかですね。

収入が——明らかに使用が全くなかったから、その分を補填したというふうに考えていいわけですかね。

佐藤正己農林課長

平成30年度指定管理料が4,000万円になっておりますけど、これ大規模改修で収入の半分以上占めます宿泊と飲食の部分のやまびこ山荘が半年ぐらい営業停止になりました。ですから収入が上がってきません。

その関係で、支出はとりごえ荘は日々の温泉とかという形で営業していますので、当然燃料費であるとか従業員の人件費等は必ずかかる形になりますので、その分の収入から支出の分を差し引きすると、指定管理料としては3,800万円、当初予算を組ませていただいております。

あと150万円ぐらいにつきましては、1月にとりごえ荘も工事をする関係で、1か月間完全

閉館、要するにあの施設を平成31年の1月は1か月間全部閉めた形になりましたので、その分の営業補償も含めて4,000万円を超えたところでございます。

松隈清之委員長

いいですか。

西依義規委員

すいません、資料ありがとうございます。

何で資料を求めたかという、先ほどおっしゃった指定管理者のガイドラインのところに、その他市長が特に必要と認める場合においてって書いて、3の例示ということで、施設の運営状況やモニタリング調査等の結果が良好でっていう部分があるんですよね。

それを基に非公募にされたということなんで、そのモニタリング調査を見てみると、おおむね良好というのは分かります。

例えば、令和元年度の表紙の結果判定のところの業務の履行状況は4、サービスの質も4、サービス提供の安定性が3と。これおおむね良好なんだなっていうところ分かるんですが、これを公募にしなければならない場合、おおむね良好じゃないと。

もちろんプラスは分かりますよ、これをここが例えば——このモニタリングレポートがどういうふうになったら公募に踏み切ったと思っていいですか。

今良好なので踏み切らなかったと、じゃあ踏み切る場合は、このモニタリング調査とかをどういうふうな数字が出たら公募に踏み切るっていう、そこがあれば教えてください。

佐藤正己農林課長

その結果判定の部分で言いますと、履行状況、サービスの質等が今4でありますのが3とか、もう全部が3になるとか、3以下になるとか、そういう状況になったときには、当然、お客様のサービスの満足度を得られていないのではないかという話をしますので、そういう場合は公募するような考えになると思います。

西依義規委員

じゃあ再度確認しますが、この中段の結果判定が、今4、4、3だったんで、おおむね良好なんで、非公募としましたと。これが3、3、2とか、3、3、3の場合は公募をしますというお答えでいいですか。

松隈久雄経済部長兼上下水道局長

この評価部分もございますし、今回判断したのは、これ以外にもコロナ等がございましたので、基本的には1つだけで決定するんじゃなくて、これを参考にしながら、やはり会議の中で検討した中で決めていくという形になります。

西依義規委員

多分、何となくニュアンスとかじゃなくて、せっかく数値を出されているんで、やっぱりそこはある程度、その数字だったら公募を検討するとか、ここは非公募にするとか、ある程度数値を持っておかないと、いや、その場その場でまた5年後とかでするのはあれなんで、やっぱり基準はあるべきかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

松隈久雄経済部長兼上下水道局長

西依委員が言われるように、皆さん御存じの平均というのがありますので、平均を下回るような、3とか2とかいう形になれば、当然、皆さんの満足度も上がってきませんので、これは大きな判断材料になるということは、そのとおりだと思います。

以上です。

小石弘和委員

ちょっとお伺いしますけど、これ温泉の沸き戻しは重油でやられていると聞いたんですよね。ですから、平成29年、平成30年度は燃料費が要するに500万円。それから令和元年度になったら100万円上がっているわけですよね。その理由は何でしょうか。

それから聞くところによると、どうも廃材でそういうような代わりもやっているというふうなことでございますけど、私も何度か河内のところに行きまして、見たら、重油とか灯油で沸き戻しする分は、煙は出ないと思うんですよね。1時間程度は、真っ黒い煙が出ているわけですよ。

恐らく何か木材か、廃材を燃やして温泉の沸かし戻しをしているんじゃないかと、そういうようなボイラー施設も設置されているわけですかね。

以上です。

佐藤正己農林課長

平成29年度、30年度からの額が少ないのは施設を半年ずつ大規模改修で、平成29年度はとりごえ荘をやめました。平成30年度は経営継続。平成30年度でやまびこ荘の営業をやめたという関係で、お風呂を1個ずつしか沸かさなかったということで燃料費が少なかったわけですね。

令和元年度につきましては、両施設を使う形になりますんで燃料費が上がったという形になっております。

それで、ボイラーにつきましても木材のボイラーを使われております。指定管理をされた当初は800万円とか900万円ぐらい燃料費が上がっていた部分があるのが、木材の分で700万円に落ちついたというところも実際実績として上がっているところがございます。

小石弘和委員

じゃあ木材のボイラー施設を造るときには、この指定管理者が造ったんですか。市の負担

分もあったわけですか。

佐藤正己農林課長

設置当時は、指定管理者さんのほうが費用を出されて設置をされております。その後、こちらのほうで予算をつけていただいて、市の施設にするということで、購入させていただいております。

小石弘和委員

何年でどのぐらいの金額であったということをお知らせください。

佐藤正己農林課長

平成29年度に645万円で施設購入させていただいております。

小石弘和委員

それ結局買い戻したわけですね。そんなばかな事ができるわけなかでしょうもん。そんな費用も、向こうの言うまんまじゃなかですか。理由がつかないんじゃないですか。

施設を造ったら、それを市が買い戻した。そんなばかなことすること自体がおかしいんじゃないですか。向こうの言うまんまじゃなかですか。

西依義規委員

今あそこの施設の中に、そういった指定管理者さんが購入されて、資産としてあるものがあるのか。それともそうやって先に投資されたものを最終的に市が買い戻しているのか、その財産的な部分で、今篠原建設さんが所有されている物ってあるんですか。今おっしゃったような、買い戻さなくて……。

佐藤正己農林課長

現在篠原建設さんが所有されている分としては、各部屋についているクーラーが篠原建設さんが設置された分があります。それはまだ買い戻し等しておりません。

それからあと、外にあります冷蔵庫についても篠原建設さんが設置された分になっております。

松隈清之委員長

買い戻したやつは、もう当時予算上がっていましたので、その議論しているのも、それを云々ではないんですけども。

今回はあくまで指定管理者を5年間やるということの是非なので、例えば、最終的にはそこが是非になるんですけども、いろいろそれに関してお尋ねしたいことがあれば、まだ質疑を続けます。

古賀和仁委員

関連ですけども、篠原さんが買ったというか、設備を投資したという部分は、これから

5年間の中で何らかの形で補填をしていかれるということなんですか。

佐藤正己農林課長

はい。現在新たにそういった施設等される場合は、事前に協議をしていただいて、なるべく市のほうで予算化が必要かどうかの判断をして予算化するような協議をしております。

ですので、現在ある分についての補填等を今後の5年間でする予定はございません。

古賀和仁委員

そうすると、設置した分の財産の所有権というのは、現在、篠原さんにあるということですか、市にあるということですか。

佐藤正己農林課長

協定書の中で事業収支のほうに減価償却の金額を入れていかれている部分があります。

それは最終的に鳥栖市の分という形になりますので、その部分を——御理解されたと思います。そういった話をしていきましたので、現在は減価償却されないような形で決算をつくられているというふうになっていると思います。

設置している施設の減価償却をされたら、それは当然、最終的に協定書の中で鳥栖市のものというふうになるような協定の結び方をしておりますので——はないという形。

古賀和仁委員

そのまま鳥栖市の所有になって、今後補填をしないということでもいいですか。

佐藤正己農林課長

そのとおりでございます。

松隈清之委員長

いいですか。

ただ、今減価償却をしないっていうことは、篠原さんの所有の状態になるということですよ、しないっていうことは、今残っているやつがね。

要は、減価償却するっていうことは経費に入れるっていうことで、償却が終わってしまえば市のものになるんだけど、しないっていうことは、篠原さんの所有物が残って、エアコンとか残っているっていうことになりますよね。

それっていうのは、例えば仮に今回公募するときって、じゃあそれどうなるんですかっていう話になるじゃないですか、資産が残っているとね。

だから基本的にやっぱり、エアコンなんかまさに市が設置するべきものだと思うんですよ。施設として必要なものだから。

だからそういうのはきちっと資産が残らない形でいかないと、後々不都合なことが出てきてもいけないんでね。

それはやっぱりやるべきだというふうにちょっと御意見申し上げておきますし、さっきも言ったけど本来多分こんな議論しなくてもよかったと思うんですよ。

要は、さっき副委員長も言われたけれども、どういう状態で公募して、どういうときには公募しないのかっていう基準が明確になって、説明ができればこんなに時間要らない話ですよ。ここの決算状況がどうだとかっていう話にはならないんですよ。

だから、そこをどうきちっと整理するかですよ。何で今回非公募にしたのか、次どうするのか。次も同じような状況だったら非公募でいくのか、次は公募なのか。

その考え方が整理されないと、なかなか多分この議論は平行線で時間がかかってしまうと思うので、そこってどうなんですかね。

松隈久雄経済部長兼上下水道局長

当然、今回の指定管理の協議をする中でも、そうしたら5年後はどうなるのかというところがございました。

ただ現時点で話す中では、5年後の状況を現時点で公募にするという見通しというのは、なかなか難しいということで、当然、言われるような意見があるということで、そのときにはもっと具体的に説明ができるようにしていきたいというふうに思っております。

松隈清之委員長

どうですか。

古賀和仁委員

今後公募するかというのは一般質問の中でもお聞きしたんですけども、特別な事情がない限りは公募するというふうなお話だったと思う。

その辺は経済状況とかいろいろ変わると思うんですけど、今のコロナが5年ってというのは、とてもそういうふうには考えづらいし、2年かそのくらいはあるかもしれないですけど。

だからその辺のところをしっかりと踏まえて公募するならする、しないならしないと、その辺の方向性は、何年ぐらいまでには立てるとか、少なくとも公募するためには、半年前にはしなきゃいけないしですね。

だからその辺はどうなんですか、今の状況では。

松隈久雄経済部長兼上下水道局長

基本的には、原則は公募という形は変わりませんので、当然それに向けて、5年後に向けて早目に協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

松隈清之委員長

いずれにしても基準をはっきりさせてもらったほうが我々としても議論をしやすいと思い

件費の補正でございます。

目2 商工業振興費につきましてですけれども、本市独自の経済対策として実施いたしました給付金事業の決算見込みに伴う減額補正でございます。

委員会資料の14ページをお願いいたします。

目1 単独災害復旧費についてでございますけれども、資料がございますので委員会資料15ページを御覧ください。7月の豪雨によりまして被災いたしました杓子ヶ峰登山道の復旧工事を行うものでございます。

以上、説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

13ページの緊急事業支援給付金給付事業補助金と事業継続応援給付金給付事業補助金につきましては、本当にありがとうございました。

金額はマイナスで補正されていますけど、事業者の皆様からは大変ありがたかったというお声も頂いていますので、お礼を申し上げます。

その上で今後の経済対策をどのように考えていらっしゃるのか、事業者さんのお声とかお聞きしながら、何か考えていらっしゃる事があれば、ぜひ教えていただきたいなと思うんですが。この事業の結果と同時にぜひ一言よろしくお願ひします。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

飛松議員からもお話があったように、給付金事業に関しましては、助かったというような声をたくさん頂いております。

5割減の方、それから後発で行いました2割から5割の方につきましても、感謝の気持ちをお伝えいただいたところでございます。

今後でございますけれども、現在クーポン券事業、それから3密対策事業等を行っておりますけれども、これは1月までの事業となっております。引き続き継続して、支援のほうは検討していきたいと思っております。

引き続きの事業ということで、当初予算も含めて事業者対策のほうは、要求を行ってまいりたいと思っております。引き続き事業者支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。引き続き事業者支援をしていただけるってことですが、一般

質問でも申し上げたんですが、この3密対策事業への支援というところで、テイクアウト事業をされた、給付を受けた方は対象ではありませんということで書かれているんですが、この拡大も含めて、早急にさせていただけることがあるんじゃないかなと思っているんですが、答弁では頂けなかったんですけど、いかがでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

今後についてのことにはなるかと思うんですけども、実際、現在3密対策事業を行っておりますが、現在もテイクアウトに関して補助を受けていらっしゃる方もいらっしゃいます。

その辺りの均衡も考えながら検討してまいりたいと思います。

飛松妙子委員

特に飲食店に限って、外食、これだったらできるかなって思っていたような支援をしていただければなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

西依義規委員

すいません、そのコロナ関連で、中小企業者等に対する固定資産税の特例というのがありますよね。管轄外だと思うんですけど。

もちろんあれ、市内の商工者も対象じゃないですか。家賃とか自分の会社の固定資産税を、売上50%落ちとったら免除とか。

僕はその情報は、この間市報を見て知ったんですけど、商工振興課のほうからの発信というわけにはいかないですか。ああいう——事業者がコロナで困っているんで、固定資産税を減免しますので、もちろん税務課がやっていることでしょうけど、それは商工として、窓口っていうか、そういうのは切り離しているのは何でかなと思ったんですけど。

商工業者関係のコロナ対策でしょ、あれ。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

もちろん切り離しているっていうことではなくて、担当課、担当課で対策を行っているっていうふうに御理解いただきたいと思うんですが、もちろん商工振興課のほうにそういった固定資産税の減免について問合せがあれば、御案内、それから分かることであればお答えをしておるんですけども。

実際の減免申請だとか、減免に至るかどうかっていうのは判断については税務課のほうになるものですから、そちらのほうを御案内させていただくってことで対応しております。

西依義規委員

あんまり知られていないような気がしたんで、ただそういった情報の投げ方は、商工はセ

ットにして投げたほうがいいんじゃないかっていう、これ意見です。すいません。

松隈清之委員長

コロナ支援の案内としては商工——やっていないんですかね、商工サイドからの支援の中にそういうやつは？

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

もちろん商工会議所を通じて、そういった情報を投げさせていただくっていうことは取り組んでおります。

松隈清之委員長

よろしいでしょうか。

古賀和仁委員

関連ですけれども、国ですかね、県ですかね。事業者で新しい事業に取り組む人に対する補助とかあると聞いているんですけれども。

市としてはそういうものに対しては、何らかの補助をすとかっちゅうお気持ちはあるのか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

委員の御質問にお答えさせていただきます。

県のほうで、多分事業者——今回のコロナ禍において、事業の形態を変更せざるを得ないというか、新しい形でされる部分について、事業者のスタートアップ補助金というふうなもののできたというところは我々も通知等で存じ上げております。

御答弁といたしましては、先ほど古沢のほうで申し上げたとおり、今後の当初を含めたところでの補正予算で事業者支援の在り方については検討してまいりたいと思っております。

古賀和仁委員

ぜひ国、県ともタイアップして、こういう時代ですのでコロナに対応したような、新しい事業に取り組む人については、積極的に取り組んでもらいたいと思います。

これ、お願いをしておきます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、質疑を終わります。

それでは、商工振興課関係議案に対する質疑を終わりましたので、次に上下水道局関係議案の審査に入ります。

どれくらい時間があればいいですか。午後2時5分とかでもいいんですかね。（「はい、上

款1資本的支出、項1建設改良費のうち、目2浄水設備費及び目3送配水設備費につきましては、合わせて職員3名分の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

次に、目3送配水設備費のうち、工事請負費について御説明をいたします。道路改良等に伴う配水管の布設等に要する経費を補正するものでございます。補正額のうち、主なものについては位置図を添付しております。

委員会資料の6ページをお願いいたします。この工事は、浅井アパート北側を東西に走る市道田代大官町・萱方線におきまして、約130メートルの区間に、配水管を布設するものでございます。

次に、委員会資料7ページをお願いいたします。この工事は、県道佐賀川久保鳥栖線におきまして、平田町公民館の北西約45メートルの区間に配水管を布設するものでございます。

次に、委員会資料8ページをお願いいたします。この工事は、国道3号におきまして、曾根崎交差点の北側約40メートルの区間に、配水管を布設するものでございます。

以上で令和2年度鳥栖市水道事業会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

日吉和裕上下水道局事業課長

続きまして、議案乙第35号令和2年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

委員会資料の4ページをお願いいたします。まず、収益的収入でございます。

款1下水道事業収益、項2営業外収益、目2他会計補助金につきましては、このたびの収益的支出及び資本的支出の減による資金不足額の減少に伴い、一般会計からの補助を減額補正するものでございます。

次に収益的支出でございます。款1下水道事業費、項1営業費用、目1管きよ費につきましては、下水道施設の非常時対応業務の増加に伴う補正でございます。

目2処理場費から、5ページの目5総係費の退職給付費までにつきましては、職員10名分の人事異動に伴う補正でございます。

4ページに戻っていただきまして、目4業務費のうち、報償費につきましては、受益者負担金前納報奨金の増加見込みによるものでございます。

5ページをお願いいたします。続きまして、資本的収入でございます。

款1資本的収入、項4分担金及び負担金、目1受益者負担金につきましては、賦課保留解除等に伴う補正でございます。

また、目2受益者分担金につきましては、区域外流入を行う土地所有者に対する新たな賦課に伴う補正でございます。主だったものにつきまして、位置図を添付しております。

9ページをお願いいたします。江島町におきまして、ブリヂストン化成品の北東約1,600平方メートルの戸建専用住宅6区画の開発でございます。

次に、10ページをお願いいたします。田代本町におきまして、田代小学校の北東約2,500平方メートルの介護施設の開発でございます。

すいません、5ページに戻っていただきまして、次に資本的支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費のうち、目1施設建設費につきましては、合わせて職員5名分の人事異動等に伴う補正でございます。

以上で令和2年度鳥栖市下水道事業会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

3ページの工事請負費の件ですが、これ3か所ありますので、3か所とも同じ単価で進めていけるのか、それを教えていただけますか。

日吉和裕上下水道局事業課長

今回道路改良に伴う市道の道路改良事業、田代大官町・萱方線、県道の佐賀川久保鳥栖線配水管布設工事、それと国道3号の配水管布設工事。

それぞれ口径等、現場条件等違いますので、単価等は微妙に異なっております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

この工事期間をいつぐらいまでで予定をされているのかを教えてください。

日吉和裕上下水道局事業課長

現状、各道路管理者との打合せの中で進めているところですが、一応、年度内工事のところでお聞きをいたしております。

ただ、道路改良工事の進捗に伴うものでございますので、道路管理者と打合せをしながら進めていきたいと考えております。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

古賀和仁委員

4ページの管きよ費、委託料55万円。非常時対応業務の増加に伴うものということですが、

具体的にどういうことですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

主に非常時対応業務と申しますのは、マンホールポンプの異常時の対応であるとか、管渠の閉塞について緊急時に対応して、管渠の清掃を行うようなものでございます。

古賀和仁委員

どちらかの業者さんに委託をするということですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

そのとおりでございます。業務委託で業者さんのほうにお願いをするものでございます。
(発言する者あり)

業者のほうに業務委託をお願いするものでございます。

古賀和仁委員

指定の業者さんがあるということですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

マンホールポンプにつきましては、キュウセツAQUAのほうに年間業務契約をいたしております。

それと管渠の閉塞等につきましては、鳥栖環境開発のほうに年間契約をいたしております。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

小石弘和委員

これ10ページの田代本町の区域外流入。申請者、とさくさん。下水はどういうふうなあれで引くわけ？あそこはへんぴな土地になつとるけど、ちょっと思い浮かばんわけ。

どういふふうな下水を入れてくるとやろうかな。どこから。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

この地域の接道があるところにマンホールの一番近いところに高低差がある場合についてはマンホールポンプで圧送します。

自然流下が可能であれば、自然流下の配管を通してもらうという形になります。

小石弘和委員

今調査しているわけですか、どっちにするかというようなこと。どっちにするかもう決まっているわけですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

宅内の申請は上がっております。汚水ますの取り出しも終わっておりますので、工事の状況にはあります。

委員会報告資料の2ページのほうをお願いいたします。

工事名ですけれども、仮称ではありますけれども、鳥栖市公共下水道事業県道中原鳥栖線道路改良工事に伴う下水道管補強工事。事業費につきましては、1億3,500万円。

工事概要につきまして、まず、工事箇所につきましてですけれども、3ページをお願いいたします。

工事の場所は、県道中原鳥栖線の安良川に架かる鳥南橋の右岸側、旭川になりますけれども、赤の丸印の箇所になります。

次に、工事概要としまして4ページをお願いいたします。平面図の下側のほうが北側になります。

茶色の部分が県道の道路改良工事の範囲となりまして、黒色で細い線で東西に道路と河川に埋設されている部分が既設の下水道管でございます。

道路改良工事におきまして安良川に架かる鳥南橋の道路取付け工事に伴い、既設下水道管の埋設部に約3メートルから6メートルの高さで盛土がされることとなっております。

その際、県が実施をいたしました設計の中で、下水道管の沈下防止のための地盤改良が必要となったため、その工事の一部を本市が佐賀県から工事の委託を受け、施工するものでございます。

安良川の河川区域の地盤改良は、青い丸の区間になりますけれども、その部分につきましては、佐賀県で実施をいたしますが、河川区域外、茶色のところの道路区域における部分の中で、地盤改良が、その分が本市で実施する区間となりまして、赤色の丸の区間が令和2年度に行う区間です。

紫色の丸の期間が令和3年度、来年度予定をしている区間となります。

次に5ページをお願いいたします。こちらがその断面図となりますけれども、茶色の部分が盛土の部分になります。

その下になる下水道管の黒い部分の下水道管の沈下防止のために、赤色のよう下水道管を補強するための地盤改良を行うものでございます。

それでは、2ページのほうに戻っていただきたいと思います。

工期の変更理由ですけれども、令和2年3月に佐賀県より県道の盛土工事における地盤改良において、盛土の沈下条件の再設定により、既設下水道管への影響に対する再検討が必要となったとの報告を受けております。そのため本工事の実施時期について、佐賀県と再調整をする必要が生じております。

県の再検討期間が令和2年4月から10月まで要しましたことから、その結果、本市が実行する、先ほどの赤い丸の間ですけれども、本工事の発注時期が遅れることとなり、年度内の

工期確保が困難となったため、繰越工事となるものでございます。

変更の予定工期としましては、当初令和2年の7月から令和3年1月頃までの予定でありましたけれども、変更の予定工期として、令和3年2月から令和3年8月頃までを見込んでいるところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

松隈清之委員長

今、御報告頂きました。何か確認したいこととかございますか。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

もともと工期が今年の7月からってことだったんですが、これっていつ頃の時点で工期が延びるというのが分かったんでしょうか。

9月議会のときとかまだ御報告なかったですよ？

日吉和裕上下水道局事業課長

先ほどお話あったように、設計の再設定が必要になったというのは昨年度の年度末あたりに県から報告を受けております。

ただ、今年度に入りまして、県のほうでまた設計の再委託をするということで、明確な変更の時期とかっていうのはまだ分かっておりませんでした。それが明確に分かったのが、10月の末あたりになっております。

以上でございます。

飛松妙子委員

そういう理由があったということで、もともと7月からの予定で建てられていたけれども、遅くなったってということで、そういう御報告とかいうのは議会のほうに、特に予定をしてなかったんで、ないっていう形ですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

まだ協議中のときには年度内の工事で終わる見込みのときには、そのように考えておりましたけれども、今回再検討の報告を受けて、それから私どもの設計期間等、設計積算を行う上で、年度内の完了の見込みが取ることが困難になりましたので、今回御報告をさせていただいているところでございます。

松隈清之委員長

よろしいですか。ほかに特にないですか。

[発言する者なし]

以上で議案外の報告を終わります。

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

補正予算説明資料をお願いいたします。建設部関係分のうち、建設課分について御説明します。

2ページをお願いいたします。まず、歳入についてですけれども、節4土木費受託収入の補正につきましては、轟木排水機場等操作受託料の国土交通省からの収入の補正でございます。

例年、平均すると五、六日ぐらい年間出勤しておりますが、令和2年は24日出勤しております、それに伴う収入の増でございます。

3ページをお願いいたします。歳出についてですけれども、節2から4までは、人事異動に伴う補正でございます。

節13委託料につきましては、先ほど御説明いたしました操作委託料の補正でございます。

4ページをお願いいたします。節2から4までは人事異動に伴う補正となっております。

節11需用費につきましては、市営住宅の修繕料、来年1月から3月までで不足する分の修繕料を増額補正しております。

建設課は以上です。

大石泰之維持管理課長

続きまして、5ページをお願いいたします。維持管理課分でございます。

5ページの節2給料から節4共済費までにつきましては、人事異動に伴う補正でございます。

6ページをお願いいたします。原材料費でございますけれども、舗装損傷の際に使用いたします路面補修材の今年度の使用見込額に対する不足額を補正するものでございます。

以上、説明といたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

御説明ありがとうございます。

6ページの補修用材料費の増額補正ということで、例年の予算を立てたことに対して、毎年、やっぱり予算が増額されていらっしゃるのか。今後も、来年度の予算とかもございませので、どのように考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

大石泰之維持管理課長

今回の補正につきましては、今年の7月、8月の豪雨に伴います舗装面の損傷が進行しておりますので、その陥没補修の対象として増額をしているものでございます。

ここ数年、災害で毎年補正をしておりますけれども、来年度も必要に応じてまた補正については、お願いするものと考えております。

以上です。

松隈清之委員長

よろしいですか。ほかにありますか。

内川隆則委員

何でんなかけん、2ページの国土交通省からの事業収入で、これなんて読むと、漢字。それが質問。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

筑後川河川事務所からの「すいこうもん」と読みます。

小石弘和委員

水閘門の範囲はどこ。水閘門っちゅうと、「閘」って。門は分かるけど。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

すいません勉強不足で。水閘門と水門の違いは調べておりませんので、後ほど調べてお答えいたします。

松隈清之委員長

最終日に、じゃあ。（「はい」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員

場所はどこになるんですか。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

市内に排水機場は5か所ありまして、沼川、轟木川、蓮原川、前川も……西田川ですね。

松隈清之委員長

よろしいですか。

古賀和仁委員

それぞれ地元で委託しているということですか。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

それぞれ地元の区長さんから推選をしていただいて、各水門、主と副の2名を委託をお願いしております。

松隈清之委員長

よろしいですか。

西依義規委員

維持管理課は、例えば5ページで今回、給料関係の補正予算しか出なかった。

先ほどの原材料費の50万円、通常見ていけば、補正で部分的な、例えば交通安全対策費とか補正で打ってきておられると思うんですけど、今回出ないっていうのは、予算がやっぱりコロナの関係にがばっというって道路舗装とか道路交通安全がちょっとつきにくくなっているのか、そういうことはないんですか。

今まで要望は普通に上がってきている。今回補正で何も出なかった理由としては何かありますか。

大石泰之維持管理課長

まず、当初予算、それから9月補正で補正をお願いしておりました。

その関係で、今のところ今年度の見込み分については、一定その予算で対応をしていくものと考えておるところでございます。

以上です。

西依義規委員

無理くり私の一般質問につなげようと思っているんですけど、地域から安全——ここをこうしてほしいとか要望出ますよね。

毎年毎年されていて、できている範囲と、予算がもう例えば、立ち退きをいっぱいして、もうこれは無理だっていう範囲があると思うんですよ。その要求の範囲内ですよ。

それはどれぐらいの地域の要望にお応えされているのかなというのを含めて、今回補正に出なかったところも含めてちょっと質問したいんですけど。

本年度、地域からどれぐらいの要望もまだ残っているのか。

大石泰之維持管理課長

地元要望のうち、緊急とか、出された時期とかいうことでは順位づけをして対応しております。今年度予定している部分につきまして、一定程度、今年分ではなくて、昨年度以前の要望でございますけれども、その分について対応していけるものと考えております。

ただ当然、要望自体に応えられないとか、予算の問題ではなくて、そういったものもございますけれども、頂いた要望については対応できるものについては、優先順位をつけて、順次対応しておるつもりでございますので、多少、地元でお待たせしている部分もあるかもしれませんけれども、計画的にやっていきたいと思っております。

西依義規委員

今、所管事務調査でも道路をやっているんで、この本会議中じゃなくて別にも時間を取ってすべきかなと思うんですけど、要は区長さんが要望しても、事業のスタイル——要は事業

に乗らないというか、ないんですよ、鳥栖市のほうに受ける条例なり要綱が。

だからせっかく区長さんが要望を出しても、もうはなから無理だって外にやられているのが結構あるんじゃないかなという。

できたら、ここ5年ぐらいの上がってきた分で、要は蹴った分、ちょっと無理だということはないんですかね。

大石泰之維持管理課長

維持管理課でお受けしている要望という部分で申し上げますと、特に要望にお応えできないという部分で多いのは、交通安全関係、例えばカーブミラーを立ててくれとか、そういったものについては、どこもかしこもということではなくて、道路幅員があって隅切りがされているようなところに対する要望については、ちょっとここは御勘弁してくださいというようなことでお断りしているものなどはございます。

そのほかの交通安全、横断歩道を設置してくれとかそういう警察の許可が絡むもの、あーいったものについてお断りしているものはございます。

そのほかの地区からの要望、町区からの要望について多いのは、やはり、道路側溝が傷んでいるとか、水道の、のり面の草刈りをしてくれなり、しないでいいようにしてくれとかですね。そういった要望については、基本的にできるだけお応えするように、それでお待たせしている分は確かにございますけれども。

そういったものについての御要望が多うございますので、そういったものを順次対応しているということで申し上げております。

西依義規委員

感じるのは、区長さんを長年されてある方とか、この辺言ってもどうせ無理じゃんとか。だから何とかこれぐらいはしてくれねって、向こうに気を遣わせているんじゃないかと思って。

できたら市全体を見て、そんなに諦めないで、ちゃんと市民の安全安心をつくるためには、こういう道路整備をしてくれっていうふうに、一回僕はそういうスタンスにしないと、ずーっと要望は段々ランクが下がってきて、最初カラー舗装だけぐらいはしてくれんねとか、だんだんだんだん要望じゃない要望になってきているんで。

僕は一回その辺も見直すべきかなと思って、それはまた委員会の皆さんと協議したいと思います。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

説明が終わりました。これより質疑を行います。

西依義規委員

設計委託料の落札残の考えられる主な理由、当初予算として上げていたけど、こんなに安くなったっていう、その考えられる理由としては何があるんですか。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

当初設計が2,623万5,000円上げておりました。

しかしながら最低制限価格で4者ぐらい、全部で4者並んで、最低制限で落としましたので、それで抽せんになりまして、契約額に対しては1,749万円が落札になっております。

以上でございます。

西依義規委員

もちろん予算要求をされて、それが落とされてっていうか、近いほうがいいですよ。

もちろん結果、減額補正するんでいいんですけど、そもそも見越した設計はこれぐらいかかるだろうというのはどうやって調べられたんですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

決まった会社の数から、見積り等を頂きまして、あと当然、積算表などを用いてチェックしてやっていますので、今回の業務ですね、コンサルタント業者さんの指名競争だったんですけれども、コンサルさんの入札は得てしてこうなりがち、最低でのくじ引きとか。

ですから、頑張っていたという感想です。

内川隆則委員

今の続きやけどね、市庁舎がああいうふうになったけど、いわゆる設計者がそういうふうなことを言ったとしても、実際建設業者が果たしてそれでいいかというふうなことにつながらなかったわけやろ、あの市庁舎の場合。

だからそういうおそれというのはないとかい。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

そういった庁舎の例もあるので、私たちもコンサルさんから積算とか積み上げやっていたものをうのみにするのではなく、もう一度我々でもきちんと精査をして、再度またコンサルともやり取りをしながらということで、慎重にはさせていただいております。

松隈清之委員長

よろしいですか。

小石弘和委員

もしよかったら競争の4者の最低価格、その最低価格は何ぼやったのか、それでその4者の名前を出せるなら、出していただきたいと思う。報告していただきたいと思う。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

入札したときの、既にホームページ等で公開しているものではございますけれども、入札結果の表をまた御報告をさせて……。

松隈清之委員長

小石委員、最終日でいいですか。

小石弘和委員

いいです。（「御報告をさせていただきます」と呼ぶ者あり）

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

それでは、都市計画課関係議案に対する質疑を終わります。



報 告（都市計画課）

市民公園の現況と改修案について

松隈清之委員長

ここで、先ほど報告ということで、市民公園の分が議案外の報告ということでもありますので、お受けしたいと思います。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

今お手元に配っておりますのが、現況と改修案ということで、大体基本的なものを、設計をしております。

基本的には、第一として、この日本庭園のところを第一西駐車場として、今一般が120台、バスが7台ほど、止められるようになっております。

そして下のほうに、グラウンドとありますけど、ここは少年サッカーとか、広場ということになっております。

プラスアルファ、ここにも臨時駐車場として、止められるようには工夫はしたいと思っております。これが日本庭園のところですよ。

変わったのが、前はグラウンドのほうを上の方にお示しておりましたが、ちょっと入りと出の関係から、駐車場のほうを上、グラウンドのほうを下の方に持ってきているとこ

ろでございます。

それから、第1駐車場ですけど、今度は第一東駐車場という呼び方にしたいと思っております。これについては、現在下のほうにグラウンドもありますけど、今178台駐車できます。

しかしながら、今回改修することによって、270台まで増やしたいというふうに考えているところでございます。

そして第一西駐車場、それから第一東駐車場を含めると178台から増えまして212台ほど増える予定でございます。

それと第3番目にトイレ。今、遊具広場とありますけど、トイレがこっちのほうにありました。これをこちらの園路のほうに持っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから第4番目に、園路と、この中央ですね、文化会館から下のスロープまでですけど、これを大規模に改修いたしまして、インターロッキングとかその辺を利用して、下まで持っていきたいと。

体育館前については、噴水を改修いたしまして、噴水はなくします。それで芝生を張り直しながら円形の椅子を置きまして、簡単に言えば、夜に光が、椅子の下から入り込めるような演出をしたいというふうに考えております。

あとは階段スロープとかは都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインというのが国のほうが設けていますので、それに沿って改修をしたいというふうに考えているところでございます。

この前提としては、第一東駐車場をもう入りだけということと、出を文化会館のところが出だけと。右、左に出られますけど、そういった工夫をしながら改修していきたいというふうに考えているところでございます。来年度から令和5年度まで、3、4、5年度の3年間でやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

松隈清之委員長

今御説明いただきました。何か御確認したいこととかございますか。

小石弘和委員

これ令和3年から令和5年の改修になりますけど、その間、こっちの旧駐車場関係はどういうふうな利用の仕方をされていくのか。使用できないものか、できるものか。

部分的にどういうふうな改修をやって、ここの文化会館の第1駐車場、そういうようなもの自体を利用しながら改修していくものか、全面的に封鎖していくものか。

それをお知らせいただきたいと思います。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

第一に日本庭園を更地にします。更地にした上で、まず、日本庭園側の第一西駐車場、グラウンドを造ります。その間は第1駐車場は使えます。

そして、この第一西駐車場ができた後に第1駐車場を2番目に扱う予定です。

それから3番目に園路、それから4番目に遊具広場ということで、基本的事項1、2、3、4、5とありますけど、優先順位的には1、2、3、4、5で工事の順番は進めていこうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

よろしいですか。

齊藤正治委員

車の流れはこれどんなふうになるんですかね。今と変わらないような流れなのか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

黄色の第1駐車場、現在の出入り口ですね。あそこが今両方向入りと出の入り口になっております。

先ほど本田も御説明いたしました。まず、今の第1駐車場の入り口を入り専用の入り口にしたいと。このまま矢印といいますか、点々を通して、体育館の手前で、西のほうに折れまして、今の文化会館と駐車場の間の園路、ここを出るだけの一方通行にして、動線を確保したいと。

ちょっと双方向出入り口にしていると歩行者との歩車分離とがもめますので、もう一方通行にしてやりたいと。

駐車場の台数もほぼ倍ぐらいになりますので、当然、安全性は、コンサルさんに一番配慮してほしいということで頼んで、今考えておるところでございます。

齊藤正治委員

公園内の動線はいいんですけども、この道路、市道に出てから右折する車が非常に34号で詰まって、なかなか出られない状況がずっと続いているわけですね。だから迂回路みたいなのはできないのかなあと思っておりますけれども。

そこら辺は、これ検討できるというか、直接、例えばこの南のほうのずーっとスロープとか階段とか、この沿道がずっとあるところからまっすぐ34号に橋ば造るっちゃうたらまた金のかかるとばってんが。

そういった迂回路を取らないと、駐車場が広くなっても、なかなか時間がかかるのかなというふうな気がしておりますけれども、御検討のほどよろしく。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

大変恐縮ではございますけれども、やっぱり公園内の車の交通量が増えるっていうのは非常に我々も危機を感じておりまして、先ほど言いました文化会館の出るところ専用のときは——出る専用にするんですけれども、あまりにも車が多いときには、左折だけで出ていってもらうとか、多少、利用の方に御迷惑をかけると思いますが、そういったことで何とか対応していきたいなというふうに今考えているところでございます。

御理解をよろしくお願いいたします。

西依義規委員

齊藤委員の関連で、道路の——確かに入り口だけにしたら麓のほうから来ると右折ですよ。右折すると、あそこがずっと詰まっていくんで、道路を少し——公園を少し下がってせめて右折を1本つくるとか、そういうことはもちろん管轄外だと思うんですけど、部長もいらっしゃるんで、その辺はどうなんですか。

一極集中したら、絶対あそこが、今まではそうなっているんで、ちょっと下がることは考えられないですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

これ車の台数とか想定していたら、かなりの滞留長とかシフト長がいると思うんですよ。恐らく産総研さんとかにも御迷惑かかるような延長が必要じゃないかなと思うんで。

ちょっと今のところは考えるのは非常に難しいかなと思っております。

西依義規委員

あらゆる——考えて、もちろん産総研さんが駄目なら駄目かもしれんけど、あらゆる想定をしていただきたいと思うのと、体育館前広場っていうのをもうちょっと詳しくいいですか。

さっき体育館前広場の丸いテーブルを置いて何かっていう。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

体育館前広場につきましては、ここにモニュメントがあって、池があったんですよ。

それで、そのモニュメントは残しつつ、その池のところを全部芝生みたいにする。そしてそれを円形で囲むような椅子を作ります。

そこで全員——全部円形の椅子ですから座れて、夜になると椅子の下からLEDのライトがありますので、光るというようなことを考えております。

以上でございます。

西依義規委員

ということは、この——要はコンセプトはどういうコンセプト。ここで滞留してもらうというコンセプトなのか、どういう位置づけでこの体育館前広場を位置づけられているのか。

体育館に関係ある人が使うのか、それともここだけを目当てに来るのか。

この場所の位置づけを教えてください。どういうふうに使おうとされているのか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

市民公園、いろいろな施設、文化会館にしても体育館にしても、公園の中にそういった文化施設、スポーツ施設が立地しております。

公園の利用者も当然、今回、ピンクの部分に遊具広場ということで、ここに集中的に遊具も配置して、にぎわいといたしますか、御利用いただきたいと思っております。

当然、公園の利用者もさることながら、体育施設、あるいは文化会館にお見えになった方のちょっとした休憩とか、憩いをしていただける場になってくれればなというふうに思っております。

飛松妙子委員

駐車場の件は私もぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

遊具広場が、前回御説明していただいた時から場所が変わりました。トイレのこともどのくらい離れているのかなあとというので、ちょっと危惧をしているのですが、ここの遊具広場の場所に屋根つきとか、あと自販機とかそういうのも今後設置していくようなお考えなのか。

あとこの間、防犯カメラつき自動販売機の設置とかも鳥栖市が寄附を頂いてされているということで、こういうことも活用しながら、防犯面にも気をつけていただきたいと思うんですが、ちょっとその辺りのことを御説明していただければと思います。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

まず、トイレでございますけれども、今資料の左から3枚目の写真、非常にぼろというか、一番老朽化しているトイレ、今回、撤去、改修するトイレです。

この横に多目的トイレがございます。そちらのほうは、まだ新しくて造りもしっかりしておりますので、幼児の方とかのトイレとして、そこは残すと。

こっちのメインのちょっと大きいトイレを潰して上の改修案の図面でいいますと、ちょうど真ん中で青でトイレとなっている、ここに移設するというので今考えています。

防犯……。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

防犯のカメラは、さっき議員さんがおっしゃった自動販売機につきましては、一応サガン鳥栖支援しかうちの公園的には受け付けていないんですけど、コカ・コーラさんにそういった自動販売機があれば、設置は可能かなとは考えておるところでございます。(発言する者あり)

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

シェルターにつきましては、一応パーゴラっちゅうて藤棚みたいなのを、今あるんですよ、実際。それを新しくしまして、そういった日陰の場所をつくっていかうかなとは考えております。

いずれにしても国の補助を活用いたしますので、補助要件とか合致、これは合致する案でしておりますんで、そういったことで考えているところでございます。

飛松妙子委員

トイレがあるということで安心をいたしました。また自販機も設置予定ということで、今後防犯カメラも含めて、御検討いただければと思います。

あと屋根つきの場所があればということで、藤棚のようなものを考えているということでした。藤棚でもいいんですが、冬とか藤棚とかが花が咲かない時期とかは雨とかがしのげないので、できたらしのげる場所も少しあったほうがいいのかなど。

突然の雨とか降ってきたときのことを考えれば、また夏とか暑いので、熱中症対策にもつながるのではないかなと思いますので、またぜひ考えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

小石弘和委員

以前私は要望しとったんですけど、この体育館の市民球場のグラウンドに行くあれがバリアフリーになっていない、非常に不能だというふうなことで、それから階段の改修。

これは結局、市民公園だから国スポ、それからこの改修事業があるから、その時点で考えていきますというふうなことの回答を得とったわけですね。今回、どういうふうな形でやられるものか。

この図面を見ただけでは、階段、スロープ、バルコニー、この体育館のところからどういうふうな降り方をするのか分かればなと思って、ちょっと御説明をしていただきたい。

それからここを改修する場合は、どこから身障者の方が車椅子で入られるものか。その点が心配だから、どういうふうなお考えを持ってあるのかというふうなことをお聞きしたい。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

今御指摘していただいた点につきましては、この県道の出入り口のところから、体育館のところから市民球場に降りる階段、特に今小石委員から御指摘あった体育館の先から球場に降りるところについては、スロープの傾斜とか角度がきちんと今の規格に適合したところで詳細に設計を詰めていただいているところです。

側溝を工事しているときの仮設の通路といいますか、そういったところがまだ検討していないので、そういったところも工事のときに、できる限り利用者の方に御迷惑のかからないような方策を考えてもらうようには今からでございますけれども、業者にも考えてもらうよ

うにしていきたいと思います。

申し訳ございません。

西依義規委員

先ほど遊具広場の話があったんですけど、大体どれぐらいの整備費を予定されていますか。遊具広場、例えば僕がイメージしとった遊具があって、一応担当課さんが考えている遊具のイメージが違うかなと思っていただけど、どれぐらいの事業費を遊具広場に予定されていますか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

今設計段階ですので、ちょっと金額については何とも言えない状況ですけど、基本的に、幼児向けのここについては公園にしたいというふうに考えて、ここも木がいっぱいありますんで、それを全部、抜根とかも含めたところで考えておりますけど、金額については、今ははっきりとは分からない状況です。

以上です。

西依義規委員

例えばどっかの住宅にあるようなブランコとかじゃなくて、できたらその市民公園っていう名前なので、鳥栖市を代表するような公園なので、せめてそういった遊具を設置していただきたいなと思いますんで、以上です。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

ここに設置いたします遊具につきまして、前回の6月にひょっとしたら御説明しているかも分かりませんが、第2駐車場——相撲場のほうに草場の陰のようなところに今複合遊具がございます。

これを機能移転という形でやりたいとも考えていますんで、普通に町なかの公園にあるブランコと滑り台だけとか、というふうにはならないというふうに考えております。

内川隆則委員

遊具広場ね。どこから出入りするのかっていうふうなことを非常に心配するわけよ。隣が駐車場で子供がすごいちよろちよろしたらもう一番危ないわけやけん。

だから大人が用事があって子供だけほったらかして遊ばせるような感じになると、非常にその危険度は高まるわけよね。

だから場所的に非常に悪いような感じがしてならんとぼってん、どういうイメージでしょうか。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

幼児広場となりますんで、幼児の遊具を配置しますんで、その周りに柵とかを検討してい

こうかなというふうに考えているところです。

以上です。

松隈清之委員長

よろしいですかね。（「分からん」と呼ぶ者あり）

安全対策はしっかりとしていただくということで。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

お子様たちが急に駐車場に飛び出して行ったりせんように、この広場のところにはきちんと柵をして、今幅員でいうと3メートルの道路、通路、あれもまだ現状として、整備後も残りますんで、そこもいきなり飛び出して車にはねられんような緩衝帯としてちょっと残して、その手前にも、柵をして飛び出してもらわないようにということで、安全対策をしたいと考えております。

小石弘和委員

3年間で立派な夢のあるような公園ができそうです。総工費はどのくらい予定されているんですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

3年間合計で事業費ベースで3億円程度は見込んでいるところでございます。

内川隆則委員

ちょっとさっき言い忘れたけど、遊具広場に藤棚があるからそのまま残してとか言いよったがね、あげんとはやめてくれ。もうどうせメンテナンスはせんじゃろうが。金のなか、金のなかっちゅうてね。

あれはきちんと管理していかんと、藤棚はきれいにならんけんね、また藤も咲かん。だからああいうやつは管理できないなら最初から造らんどつ。やめとってくれ。

お願いします。

西依義規委員

せつかく駐車場が広くなるんで、例えば防災の拠点とか、あの場所が防災ヘリとか、そういう防災面で何か工夫されることってありますか。あとそうなると大型トラックとか入ると、間口がめちゃくちゃ狭いような気がするんですけど、そういった物資の拠点とか、そういった場合にも対応できるような設計は考えていらっしゃいますかね。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

防災としての機能ですけど、大型バスがここには止められるような間口になっております。ですから、そこの大型の物資とか運ぶときは問題ありません。

そして第二駐車場が結構広いですから、例えば緊急ヘリとか降りられるスペースにはなる

というふうを考えております。

以上でございます。

松隈清之委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

今いろいろ要望、御意見ございましたんで、ぜひこれから反映をしていただきたい。

私も藤棚よりちゃんと屋根をつけてもらったほうが、今、特に熱中症対策とかで、子供とかもあんまり外で遊ばせられないとかなるんで、このグラウンドとか遊具広場とか、どちらもやっぱり屋根をつけてあげたほうがいいと私も思います。

それから出入り口はもちろん協議要るんだろうけど、例えばここに反応式の信号とか車が来たときには信号変わって出られるとかしないと、多分言われるように、右折で出るとか、右折で入ってくるときってというのは、結構しんどいかなあっていうふうに思います。

そこは協議も要るんでしょうけど、道路いじくるよりも多分信号つけたほうが楽だと思いますんで、ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上で議案外の報告は終わります。

次に国道・交通対策課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 3 時 24 分 休憩



午後 3 時 28 分 開会

松隈清之委員長

再開いたします。

審査に入ります前に12月1日付で人事異動がありましたということで、異動の御挨拶をお受けしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

増田義仁 国道・交通対策課道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長

お疲れさまです。国道・交通対策課の増田です。

12月1日付で建設課の庶務住宅係長も兼務することになりましたので、引き続きよろしくお願ひいたします。



国道・交通対策課審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

松隈清之委員長

それでは、これより国道・交通対策課関係議案の審査を行います。
議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。
執行部の説明を求めます。（「資料を配っていいですか」と呼ぶ者あり）
お願いします。

〔資料配付〕

それでは、執行部の説明を求めます。

中内利和国道・交通対策課長

それでは、議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）、国道・交通対策課関係分について御説明させていただきます。

委員会資料の8ページをお願いいたします。歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料、鳥栖駅東駐車場使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症の広がりによる鳥栖駅及び鳥栖駅東駐車場の利用者の減少により650万円を減額補正するものです。

また節4新幹線対策使用料、新鳥栖駅周辺駐車場使用料につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、新鳥栖駅及び新鳥栖駅周辺駐車場の利用者の減少により2,780万円を減額補正するものです。

続きまして、委員会資料の9ページをお願いいたします。歳出でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料、3職員手当等、4共済費につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

節2給料を341万7,000円の減額。節3職員手当等を236万円の減額、節4共済費を151万円減額するものです。

次に、委員会資料の10ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節13委託料140万円につきましては、令和3年4月のミニバス3路線、鳥栖地区、田代地区、旭地区の運行ルートの見直しに伴いますバス停の

新設、廃止及び既存バス停の表示の変更について設置等を委託するものです。

この詳細につきましては、委員会資料の11ページ以降で御説明をさせていただきます。

それでは、委員会資料の11ページをお願いいたします。

まず、ミニバス鳥栖地区循環線見直し案でございます。現在の鳥栖地区循環線のルートを黒の太線でお示ししております。

フレスポを起終点としまして鳥栖地区を循環するルートで、右回り4便、左回り3便の計7便、月水金の運行をしております。

今回の見直しによりまして、そのルートをピンクで表示しております南側ルートと黄緑で表示させていただいております北側ルートに分割いたします。

ミニバスの主要な目的地でありますフレスポへの所要時間を現状約45分かかっていたものを30分前後とし、バスの乗車時間を少なくすることで、利用者の利便性を向上させたいと考えております。

まず、ピンクで表示しております南側ルートについてでございます。赤で矢印上表示しておりますが、この矢印が進行方向となっております。両方向の矢印は行きも帰りも通行することとなっております。

ルートは、フレスポから鳥栖駅を通過して南下して、藤木町、今泉町の集落を通過して、さらに南下して、真木町、鳥栖まちづくり推進センターから今泉町の集落を通りまして、来た道に戻るルートとなっております。

赤の点線になっている箇所につきましては、乗り降り自由のフリー乗降区間で計画しております。便数は6便で一周の所要時間を33分で計画しております。

次に左側の黄緑で表示しております北側ルートについてでございます。こちらも矢印を御覧になりながらお聞きいただきたいのですが、フレスポから本通町、秋葉町、今村病院、ライフガーデン鳥栖、せとじまクリニック前、鳥栖まちづくり推進センター分館、藤木町を通りまして、フレスポに戻るようなルートとなっております。

バス停につきましては、黄色で着色のせとじまクリニック前のバス停の新設を計画しております。

緑の点線箇所をフリー乗降区間とし、便数は6便、1周の所要時間を26分で計画しております。この2つのルートを1台のミニバスで運行します。

運行の順番としましては、資料の一番下に記載しておりますとおり、南側ルート、北側ルートの順で交互に運行いたします。

最初に南側ルートの1便、9時に出発し、9時31分に到着。続けて北側ルートの1便目、9時35分に出発し10時1分に到着。

次に、南側ルートの2便目というように南側と北側を順番に運行することを計画しております。

なお、バス停につきましては、資料の右側に凡例を記載しておりますが、黄色で着色の新規のバス停を1か所。既存バス停の表示貼り替えを22か所。バス停の廃止6か所となっております。

次に、委員会資料の12ページをお願いいたします。

こちらがミニバス田代地区循環線見直し案でございます。こちらにつきましては、9月議会の委員会の中で、田代地区からの陳情の際に御説明させていただいております。ルートはそのときと変更はございません。

前回お示しできておりませんでした東側ルート、西側ルートのそれぞれの通過時刻表の案を今回お示ししております。

現在1周約45分かかっているものを、東側が1周32分、西側が1周33分で計画しております。

バス停につきましては、資料の右側の凡例のとおり、黄色で着手の新規のバス停9か所、既存バス停の表示張替え18か所、バス停の廃止6か所となっております。

次に、委員会資料の13ページをお願いいたします。

こちらがミニバス旭地区循環線の見直し案でございます。現在の旭地区循環線は、マックスバリュ鳥栖村田店を起終点としまして、旭地区及び麓地区の一部を循環するルートとなっております。

黒の太線で旭地区と麓地区のルートをお示ししておりますが、右回り左回りとも3便ずつの計6便、月水金で運行しております。

旭地区からは、網形成計画の策定の際の地区との意見交換会や、今年の3月に提出されました地区要望の中で、中心市街地、フレスポにアクセスできるようミニバスのルート変更に関する要望がなされております。このことから、現在のルートにピンクで着色しましたフレスポまでのルートを追加いたしております。

しかしながら、このピンクの部分には、路線バスの広域線の鳥栖神埼線が運行されておりますので、広域線との調整が必要となってまいります。市としましては、引き続き国の補助金を活用し、公共交通ネットワークを維持しながらミニバスの利用者の増加により、路線の活性化を図っていきたいと考えております。佐賀運輸支局とも協議させていただき、広域線との調整への考え方としましては、広域線との接続が悪い時間帯にその間の運行を行うという方向性で協議を進めております。

また協議の中では、マックスバリュ鳥栖村田店とフレスポ鳥栖間は、途中にはバス停を設

けない、直通運転とすることといたしております。

ルートの見直しに当たりましては、旭地区循環線の現在の利用者が一定数おられますので、マックスバリュ鳥栖村田店でのお買物が主となっておりますので、その方々には引き続き御利用いただきながら、したがいまして、現在の1便目から3便目は現在のダイヤを生かして、3便目の最後と4便目でフレスポを往復することを計画しております。

具体的には3便目で旭地区、麓地区を回って、最後にフレスポに向かいます。フレスポで45分停車いたしますので、すぐに用事がお済みの方は、黄色で着色していますが、14時10分、フレスポ発の便で旭地区にお帰りいただけます。

またもう少し長い時間滞在されたいという方は、4便目のまた黄色で着色しております15時35分のフレスポ発の便で麓地区、旭地区にお帰りいただくことができます。

なお、帰りの5便目につきましては、所要時間を短縮するため、車両を2台使いまして、5便目ですが、①、②と書かせていただいておりますけれども、15時55発、資料の5便の欄に記載しております①のほう旭地区、②のほう麓地区の2つに分かれて運行することを計画しております。

最後にバス停につきましては、資料の右上に凡例を記載しておりますが、黄色で示しております新規のバス停を1か所、既存バス停の表示貼り替え25か所となっております。

以上、議案乙第31号令和2年度一般会計補正予算(第6号)の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

予算書の10ページ、委託料140万円。バス停設置などの委託料。これはどこに委託するわけですか。

中内利和国道・交通対策課長

看板を設置していただくところですが、看板屋さんっていうんですかね……。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長兼建設課庶務住宅係担当係長

こちらの140万円の委託料につきましては、現在のところ入札をすることで予定をしております。業者様につきましては、いわゆる看板屋さんへ発注をしたいというふうに思っております。

小石弘和委員

入札ですね。詳細にわたっては現説をされて入札の経緯を取られるわけですね。実際これを実施されるのはいつからですかね。

中内利和国道・交通対策課長

ミニバスの運行自体につきましては、4月1日から運行を開始したいと思っておりますので、3月までの工期でやりたいというふうに考えております。

西依義規委員

今回、田代も鳥栖もいろいろルートを変えられて、より利用しやすくされていると思うんですけど、バス停の設置は許可制ですか、認可制ですか。どこに設置するというのは。

中内利和国道・交通対策課長

こちらでバス停を設置したいところの箇所にちょうど住んでいる方の承諾書を頂く形で新規のバス停は考えております。

西依義規委員

例えば結構、個別の店の名前がありますよね。いろんなお店とか、病院さんとか。

どうですか、これが例えば全市民に配布されたとして、うがった見方じゃないですけど、宣伝広告費になる——もしうちの事業所の前にバス停ができてこれ無料で全戸に配布されてってなれば。

例えば広告代やないですけど、バス停設置にお名前使って、例えば年間1万円とか、そういうことは検討とかされなかったんですか。

中内利和国道・交通対策課長

すいません、正直申しましてやはりここの新規の田代地区とかでございましたらJAうちの畑前とかというところであれば皆さんやっぱりすぐ頭に浮かぶということもありまして、逆にこちらからお願いするような形を取っていますので、そういったお金を取るというのは正直考えておりませんでした。

西依義規委員

鳥栖市民でも、いろんな業態の商売をされている方がいらっしゃって、もちろんフレスポさんとかマックスバリュの村田店さんとか、地域の核となっていたいただいているのは十分分かるんですよ。

ただ公平性とか、公益性とか考えると、ある程度お願いはしながらウィンウィン関係をしていったほうが——こういう質問する議員もおるんだということを一応分かっていたきたいなど。お願いしたからうちの店の名前を使って、そのバス停で、それはいいかもしれんですけど、そういうことが出ることは考えなかったんですか。

要は固有——例えば桜町とかいいですよ、公民館とか。ですけど、企業さんの名前のついたバス停とか、そこがちょっと——もちろん分かりやすいんですけど、すっと入ってこなかったんで。

その辺はつけられた理由は何か検討されたりしたんですか。例えば松原北とかにすれば、大体分かるじゃないですか。桜町の南とか。そうじゃなくて会社名のついたバス停にしたということは特段そういうのはないですかね。いかがですか。考え過ぎですかね。

中内利和国道・交通対策課長

既存のバス停のほうでも鳥栖でいきますと、いとうクリニック前とか、ライフガーデン鳥栖とかという形で企業名のついた名前をつけていましたので、同じように皆さんが分かりやすいような箇所という形で、一定の間隔でバス停を設けるという観点でつけさせていただいてまして、ちょっとそういったところまで考えが及んでないというのは確かでございます。

西依義規委員

例えばフレスポさんは駐車場に入れてもらっていると。マックスバリュさんも入れてもらっていると。

それはもう自分の敷地を使わせていただいているんで、お互いある程度——ですけど、公道の前で、何々前ってというのが、どうも。私独りですかね。(発言する者あり)

じゃあそういう意見で終わらせていただきます。

飛松妙子委員

8ページの使用料及び手数料、3,500万円ほど減額ということで、コロナの影響があり、駐車料金が収入減になっていると思います。

現在出していただいた資料では、360万円と1,900万円っていうところで、今年の見込みとしてはこの金額がマイナスになるのではないかとというところが出された資料だと思います。

それで今後来年度以降どのようなことを想定されていらっしゃるのか。あともし減額が続くようであれば、また何かほかのことを考えていかなければいけないのか。

その辺のお考えを聞かせていただければと思います。

中内利和国道・交通対策課長

こちらにつきましては、実際JR本体のほうへもお聞きすると、昨年コロナ前の11月と、現行の今年の11月で比べたときも、新幹線、快速、普通——快速、普通は福岡都市圏になりますけれども——4割ぐらい減っているということで、駅の駐車場というのが、そういった駅の利用者の利便性を確保して、利用を進めるということなので、今こういった本体の駅利用が減っている中での有効な対策っていうのが実際見出せないという状況でございます。

飛松妙子委員

ということは、駐車場も今後やっぱり何か考えていかなくちゃいけないのかなと思いますので、今後検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

松隈清之委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。現地についてはどうですかね。
整理ついでいますか。

西依義規副委員長

一応田代公園に行く途中で、バス停を何か所か見せていただければいいかなと思うんで、
選ぶのはお任せします。

松隈清之委員長

それは停車して見るんですか、車中から見るんですか。降りてってなると、止められる場
所とかチェックせないかんですよ。（発言する者あり）

いいですか？

松雪努建設部長

今回ミニバスルートの中で、大きく変わったっていうのがこの田代線のオレンジ色のと
ころですので、市役所から下って、大正町から左折して、このオレンジ色をずっと通っていっ
て、加藤田町のところで一旦停車をして、それから上に上がって田代公園のほうに行くとい
うような流れでお願いしたいと思っております。

松隈清之委員長

現地につきましては、以上のとおり。

あと、また当日でも結構ですが、自由討議に何か予定されている方いらっしゃいますか。

西依義規委員

所管事務を3つ決めていますんで、その今後の進め方とかを皆さんで協議できたらな
とは思っています。

松隈清之委員長

それは終わってからやりましょうか、採決後に。特に今回のやつで自由討議したいテーマ
とかありますか、ないですか。

〔発言する者なし〕

当日またあれば言ってください。今のところないということで予定をしたいと思
います。それでは、これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後3時44分散会

令和 2 年12月16日 (水)

1 出席委員氏名

委員長	松隈	清之				
副委員長	西依	義規				
委員	小石	弘和	齊藤	正治	内川	隆則
	古賀	和仁	飛松	妙子		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長	松隈	久雄
商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長	古沢	修
商工振興課長補佐兼商工観光労政係長	樋本	太郎
農林課長	佐藤	正己
農業委員会事務局長	倉地	信夫
上下水道局管理課長	古賀	和教
上下水道局管理課総務係長	小森	敏幸
上下水道局事業課長	日吉	和裕
建設部長	松雪	努
建設部次長兼建設課長	佐藤	晃一
建設課庶務住宅係長	安永	伸也
維持管理課長	大石	泰之
建設部次長兼都市計画課長	藤川	博一
国道・交通対策課長	中内	利和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

5 日程

現地視察

ミニバス田代地区循環線ルート（加藤田町ほか）

田代公園（柚比町）

自由討議

議案審査

議案乙第31号令和2年度鳥栖市一般会計補正予算（第6号）

議案乙第34号令和2年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第1号）

議案乙第35号令和2年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案甲第49号鳥栖市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正
する条例

議案甲第50号鳥栖市公共下水道区域外流入受益者分担金に関する条例の一部を
改正する条例

議案甲第52号指定管理者の指定について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

それでは、自由討議は終わります。



総 括

松隈清之委員長

それでは、これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

西依義規委員

この議案甲第52号の指定管理者の指定について、一言を申し上げたいと思います。

議案質疑とか一般質問等でもあっていましたが、この委員会でも協議をしたんですが、いろんな意見があると思うんですね、指定管理者。

あの施設をそのままずっと続けたほうがいいのか、もっと活用したほうがいいのかとかある中で、僕が感じるのは、都市計画マスタープランであそこをレクリエーションゾーンと位置づけられたんですね。

そうしたからには鳥栖市があそこをどういうふうにしたいかという、やっぱ全体的なビジョンなり方向性を示して、そのうちに栖の宿がどういう位置づけにあるのかっていうところをしないと、ただの農林課管轄の営農とか遊休地では、その目的は確かにもう終えようとしているのかなと思います。このまま市が続けるのか民間が完全にするのか分かりません。

ちょっと一つ、この間岩手県に視察に行ったんで、同じような指定管理者の施設を視察してきましたので、そこでおっしゃったことで少し御紹介したい分があります。

そもそも指定管理の前提となる考え方ということで、まずこの事業の主体者は誰かということ、やっぱり市なんですね、主体者は。指定管理者が——幾ら市としてもやりたいとか必要があるという事業のために指定管理施設があるということ、もちろん営業もPRも売上げも、積極的に市がすると。

成功しない理由は指定管理者だけではないというふうにその施設はおっしゃってました。これは市のほうですけど。

もう一つ、この施設を活用して目指すべきものは何かというところも追及されておりました、例えば、売上げとか稼働率とか来館者もとても大切だが、この施設を使ってどんな未来

午前11時9分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 松 隈 清 之

